

令和2年4月13日

島根県健康福祉部医療政策課 奥原 細木 寺本

TEL : 0852-22-5637、6276

FAX : 0852-22-6040

Mail : iryou@pref.shimane.lg.jp

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療提供体制について

島根県内における新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、入院医療を全県単位で一元的に調整することにより、医療提供体制の強化を行います。

◆全県的な視点による入院調整

○現在の病床確保

県内の感染症指定医療機関8病院の感染症病床30床

県内の感染症指定医療機関及び入院協力病院に約170床 合計約200床

※約170床（感染症指定医療機関の一般病床、協力病院の一般病床）

○島根県広域入院調整本部

- ・感染症病床への入院調整は、県内3例目から島根県広域入院調整本部が実施しています（4月12日現在、7名が感染症指定医療機関の感染症病床に入院）。
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）の専門家が参画し、患者が入院する医療機関を全県で一元的に調整することにより、円滑な入院と医療提供体制の確保を図ります。

○入院調整の考え方

- ・県内発生初期の段階から、流行まん延・慢性化等のフェーズ毎に、各病院の機能や体制、患者の重症度に応じて、全県的な視点で調整を行うこととしており、その基本的な考え方について、県内医療機関、保健所、市町村等に通知しました（4月11日）。
- ・特に、地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大した場合、重症者や重症者化するおそれが高い者に対する病床確保と、他の患者への対応にも、支障を来さないよう医療提供体制の確保を進めていきます。

（具体的な調整方法）

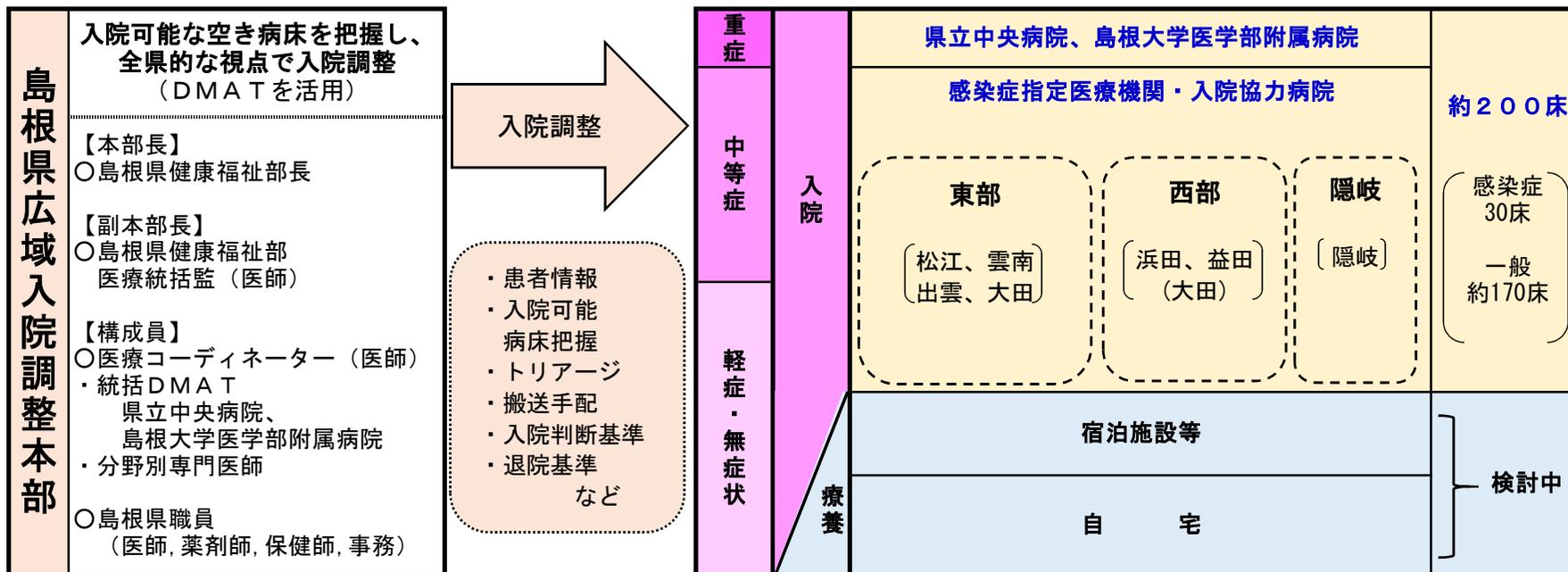
- ・まず、重症患者については、ECMO管理が可能な島根大学附属病院、県立中央病院を「重症管理指定医療機関」と位置づけ、受け入れを実施します。

- ・次に、中等症、軽症患者については、原則として、「重症管理指定医療機関」での受け入れは行わず、県内を3つのブロック（東部、西部、隠岐）に分けて、各ブロック内で入院医療を完結します。
- ・今後、入院が必要な患者数が増加する局面となった場合でも、適切な医療提供体制となるよう、島根県広域入院調整本部が各医療機関の協力と連携のもとで十分な役割を果たしていきます。

○軽症者及び無症状者への対応

- ・必ずしも入院を必要としない軽症者及び無症状者の自宅や宿泊施設等での安静・療養の対応について、昨日（4月12日）、島根県医療審議会感染症部会の承認を受け、自宅等での安静・療養の取扱いができるよう決定しました。

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療体制図



※令和2年4月12日現在の体制 (フェーズにより変更)